

社会福祉法人筑北村社会福祉協議会 役員名

理事・監事

任期：令和1年6月10日～令和2会計年度に関する定時評議員会の終結の時 ※

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|-----------|------------------|
| 理事 | 会長 宮坂 忠昭 | 学識経験者 |
| | 副会長 待井 安登 | 筑北村議会議長 |
| | 副会長 宮澤 信雄 | 筑北村公民館長 |
| | 関川 芳男 | 筑北村長 |
| | 一ノ瀬憲昭 | 筑北村民生児童委員協議会長 |
| | 宮下 敏彦 | 筑北村教育長 |
| | 原 彦太郎 | 筑北村身体障害者福祉協会代表 |
| | 西沢 君夫 | 筑北村老人クラブ連合会代表 |
| | 増田 徹子 | 筑北村赤十字奉仕団代表 |
| | 増田 淳子 | 筑北村ボランティア連絡協議会代表 |
| | 中村けさ江 | 筑北村子育て支援グループ代表 |
| 監事 | 鎌田 篤 | 学識経験者 |
| | 下條三知代 | 学識経験者 |

※ 役員の任期 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。(定款第23条)